

## 千葉県口腔保健支援センターの設置について

歯・口腔が健康であることは、糖尿病・循環器疾患等の生活習慣病の予防につながり、健康寿命の延伸にも寄与することから、高齢化が進む本県においては、今後ますます歯・口腔の健康づくりが重要になっています。

そのため、県民の歯・口腔の健康づくりを一層推進することを目的として、県庁内に歯科専門職を配置し、「歯科口腔保健の推進に関する法律」第15条に基づく口腔保健支援センターを設置することとしました。

- 1 設置日 平成29年7月13日（木）
- 2 場 所 千葉県健康福祉部健康づくり支援課内  
（千葉市中央区市場町1-1）
- 3 電話番号 043-223-2671  
（月～金 午前9時～午後5時 ※年末年始・祝日を除く）
- 4 人員体制 センター長（健康づくり支援課長）、副センター長（副課長）、  
歯科医師1名、歯科衛生士1名  
事務局：健康づくり支援課 食と歯・口腔健康班
- 5 事業内容
  - ・ 歯科口腔保健に関する情報提供
  - ・ 歯科口腔保健の従事者等に対する研修の実施
  - ・ その他歯科口腔保健の推進・支援に関する業務
- 6 開所式
  - (1) 日時 平成29年7月13日（木）午後3時～
  - (2) 場所 千葉県庁本庁舎11階  
健康福祉部健康づくり支援課
  - (3) 内容 挨拶、看板掲揚等